

公共施設等総合管理計画の改訂について

1. 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定の背景

- ・過去に建設された公共施設等の大量更新時期の到来
- ・地方公共団体の財政は依然と厳しい状況
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化
- ・市町村合併後の施設全体の最適化が必要



公共施設等の全体を把握し、
長期的視点に立って
総合的かつ計画的な管理を行うために

「公共施設等総合管理計画」の策定（平成 26 年度～28 年度）

「個別施設計画」の策定（～令和 3 年度）

2. 公共施設等総合管理計画の見直しの必要性

公共施設等総合管理計画は、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、国では「総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する各施設の点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、
不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」としています。

3. 計画の見直しに当たっての記載すべき事項

必須事項

① 基本的事項	計画策定年及び改訂年度、計画期間、施設保有量、現状や課題に関する基本認識、過去に行った対策の実績、施設保有量の推移、有形固定資産減価償却率の推移
② 維持管理・更新等に係る経費 (策定済みの個別施設計画等を踏まえ精緻を図ること)	現在の維持管理経費、施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み、対策の効果 ※見込みは、少なくとも10年程度の期間
③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針、全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

4. 五所川原市の状況

- 五所川原市公共施設等総合管理計画の策定：平成27年10月
- 各施設の個別施設計画の策定：
 - 令和2年3月（公園、道路舗装以外の施設）
 - 令和3年3月（公園、道路舗装）
 - ※ 公営住宅、橋りょう等は別途長寿命化計画を策定済み

国では、個別施設計画等を踏まえた見直しを令和3年度までに行うよう要請していますので、当市では個別施設計画の策定を経たうえで総合管理計画の見直しを行うこととし、令和3年度に見直しを行うものです。

5. 「五所川原市公共施設等総合管理計画」改訂のポイント

- 全般
 - ・改元に伴う表記の変更：「平成」から「令和」へ、「H」から「R」へ
 - ※ 「3・市の財政状況」中、「平成31年度」及び「H31」とあるのは、改元日以降も年度全体を通じて会計年度の名称を「平成31年度」したことによります。
- 市の概要
 - ・総面積の更新：「404.18㎥」から「404.20㎥」へ
 - ・人口：令和2年は国勢調査人口、以降の推計人口は平成30年3月推計値に更新
- 市の財政状況
 - ・歳入決算額及び歳出決算額：平成27年度から平成31年度の情報を追加
- 公共施設等の現状
 - ・公共施設の保有状況：令和2年3月31日現在の情報に更新
 - ・インフラ施設の保有状況：令和2年3月31日現在の情報に更新
- 公共施設等の今後の課題
 - ・公共施設：令和2年3月31日現在の保有状況から更新費用を推計
 - ・インフラ施設：令和2年3月31日現在の保有状況から更新費用を推計
- 計画の見直しに当たっての記載すべき事項により追記
 - ・「有形固定資産減価償却率の推移」
 - ・「これまでの主な取組状況」
 - ・「公共施設全体において長寿命化対策を実施した場合の更新費用の試算」
- 計画の見直しに当たっての記載すべき事項により整理
 - 現行計画「5. 適正管理に関する基本的な考え方」と「6. 実行体制の整備」を整理し、「5. 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針」とする。